

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と 社会政策および中間層政策の展開 (一)

川 本 和 良

問題の所在

I 三月前期における「社会問題」

〔I〕 「社会問題」の性格

〔II〕 「社会問題」の発生の原因と「大衆貧窮」——以下次号

II 三月前期における政策の展開

〔I〕 国家的社会政策の開始——一八三九年の児童保護規定

〔II〕 中間層政策の開始——一八四五年の營業令

〔III〕 三月前期における政策展開の特徴と意義

III 「三月革命」と政策の展開

〔I〕 「三月革命」と「社会問題」

〔II〕 中間層政策の展開——一八四九年の營業令

〔III〕 国家的社会政策の展開——一八五三年法

〔IV〕 「反動期」における政策展開の特徴と意義

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」(一) (川本)

問題の所在

いわゆるフィッシャー論争を契機として、⁽¹⁾一九六〇年代以降西ドイツでは伝統的な歴史学を乗り越えて新しい世代の学者による社会史の流れが前面に押し出されてきた。⁽²⁾そこでまず、この流れの最も重要な先駆者の一人であるH・ローゼンベルクと推進者の一人であるH・U・ヴェーラーの多岐にわたる業績のなから、ドイツ史に関する最近の著作に主として手がかりを求め、小稿における問題関心と問題の所在、考察の外枠を明らかにしておきたいと思う。

H・U・ヴェーラーは、問題の選択は認識エアケントニクスライテンデを導く関心によって決定され、社会状況や政治状況が変化すれば関心も変化するもので、「歴史は現在の観点のもとでつねに新たに書かなければならない」との見地から、⁽³⁾問題の選択は「一八世紀末の諸革命以来の近代ドイツ史の基本的な問題と結び付いている」としてつぎのように指摘する。すなわち、「西ヨーロッパ的・北アメリカ的發展」とは反対に、近代ドイツ史において「再三再四問題となるであろうのは、ドイツ史の固有の重荷についての問題、成年の責任シュニクテリビュルガーある国民の社会へと発展することに対してなされた……甚しい妨害についての問題、……最初は自由な社会に対して、ついで民主的な社会に対してひた向きの、かつ残念ながら成功した抵抗、直ちにかまたは後において宿命的な結果を伴った抵抗についての問題である」と。⁽⁴⁾したがって、ドイツ・ファシズムの破局への道は、「西洋社会の一般の問題」ではなく、「ドイツ社会の特殊な諸条件の問題」であり、「危機の根源」ウツリゼンヘンがこの点にあるがゆえに、「ドイツ史のいわゆる私生児的な結果」ではなく、「まさしくドイツ史に深く根づいた連続性の結果」であって、⁽⁵⁾「われわれは、一八六六／七一年か

ら一九四五年までのドイツ史を一体のものとして、連続的な活動の関連をもつものとして分析しなければならぬ⁽⁶⁾。こうして、かれはドイツ帝国の歴史分析に立ち向かうのである。

ところで、このドイツ史に固有な問題は、「ドイツの最も強力な二人の政治的指導者」の一人、F・エンゲルスが、産業革命の突破後におけるドイツの政治の本来の課題を、「意識的、究極的に政治状況を工業状態に適合させる、近代的発展の軌道に導くこと」に置いたのに対し、いま一人の「ビスマルクが、それに対抗して悪い結果を伴って、困ったことには効果的に戦った」こと、すなわち「社会経済的發展と政治的發展の必要な同時化が、帝国において最後まで挫折させられた」ことに存し、そのさいの中心問題は、形成期において、工業化の進展による「新しい勢力の突進に対して、前工業的エリートによる伝統的な支配地位の防衛」が成功し、その結果、「まさに一八六六／七一年以後のドイツにおいても、重要な経済的、社会的、政治的な決定が、農業社会の指導エリートの利害において決められ、かれらがその場合に、帝国ドイツの工業社会の展開の決定に非常に永続的に参与した」こと⁽⁸⁾にあった。

小稿は最近の西ドイツ歴史学界における以上のような社会史の問題関心に支えられて、三月前期（一八一五～一八四八年）のプロイセンにおける「社会問題」とそれへの政策的対応を辿ることにより、一九世紀初頭のシュタイナーハルデンベルク改革と中葉以降の産業革命の突破の過程のなかで、新たに抬頭してくる工場労働者と危機に瀕した中間層がどのように前工業的エリートの伝統的な支配のなかに統合⁽⁹⁾されていき、そこでどのような問題が孕まれていたのか、を明らかにすることを課題としたい。本論に入るに先立って、なお、当該時期において、他の二つの社会階級、前工業的エリートと工業ブルジョアジーが、政治過程と経済過程に対していかなる関連をも

っていたのか、を瞥見しておきたいと思う。工場労働者および中間層の統合の問題はこの枠組みのなかで進行して行くからである。

まず、政治過程についてみると、当該時期は前工業的エリートによる「権威主義的な支配体制と社会体制」⁽¹⁰⁾を維持しつつ遂行された「上からの革命」^{レゾルテイオン、フオン、エーゼン}の時期であった。「上からの革命」とは、フランス革命の直後、プロイセンの大臣K・A・フォン・シュトルーエンゼー(Karl August von Struensee)がフランス大使に語った言葉つまりフランスにおいて「下から上へなされた」「効能のある革命」は、「プロイセンにおいてはゆっくりと上から下へと実施する」であろう、という言葉に由来している。⁽¹¹⁾「上からの革命」の過程はフランス革命の政治的側面に対するシュタイン・ハルデンベルクの改革により開始され、工業化の進展とともに抬頭してきた工業ブルジョアジーによる「下からの革命」が「三月革命」の挫折により失敗した後、政治的に無関心に陥った工業ブルジョアジーが経済活動に専念し、権威主義的な伝統的支配の維持のもとで産業革命の突破が遂行される過程において、一八六六／七一年のビスマルクによる三つの戦勝の結果、まさしく「血と鉄」によって国民的統一の課題が解決されることにより頂点に達した。この結果、「権威主義的プロイセンの公権国家が目をくらませる成功とともに一八七一年のドイツ帝国へと拡張し」、⁽¹²⁾「社会的発展と憲政的発展との同時化は一九一八年秋に至るまで成功しなかった」⁽¹³⁾のである。

つぎに、こうした政治過程と密接に絡み合って進展した経済過程について、まず農業面では、一八〇六～一八三七年は、一八七五～一八九八年とともに、一九世紀の二大不況期に当たっていた。⁽¹⁴⁾一八〇七年の「一〇月勅令」により土地所有の一般的流動化の法的基礎が創出されたことと相まって、この時期に東エルベ地域で所有と人の

急激な交代が行なわれ、市民の農場貴族への侵入と合理的な農業への移行が促進された。「農場貴族は、生産的に活動する大土地所有者の階級へ発展し、ますます純粹に營業的な観点に立つて經營することにより『民主化され』、一九世紀の半ば頃に、貴族的―市民的農場貴族は、統一的な企業家層を形成した」のである。⁽¹⁶⁾ ついで、かれらは、一八四〇年から、とくに一八四六年のイギリスの穀物関稅撤廢以後、一八七六年まで、イギリスへの穀物輸出を中心に「異例に恵まれた農業の好景氣を享受して……かれらの經濟力の歴史的高点に到達した」のであった。⁽¹⁷⁾ こうした經濟過程の進展のなかで、貴族的農場貴族と市民的農場貴族は同質の經濟的利害を通じて融合していったのみでなく、「一八四八年の革命や、上昇する自由主義的な市民階級の權力要求や、さらに工業プロレタリアートと社会主義に対する恐怖が、社会的かつ政治的にも集結するように」作用し、「ビスマルクの帝國建設という卓越した業績の成功によって……精神のかつ内面的に同化することに成功した」。⁽¹⁸⁾

「市民の成り上がり者」の農場貴族への侵入は同時に將校団や高級官僚への侵入を随伴したのであるが、⁽¹⁹⁾ ここでも「一九世紀において『民主化された』將校や高級官僚のヒエラルヒーは、貴族的社會集團として、また、格別に特權を与えられた別個の職業身分として、かれらのステイタスを守り通すことに成功」し、この結果「第二帝制においても……ホーエンツォレルン國家の伝統的支配者集團たる大土地所有者階級や將校団や高級文官官僚が依然として社會の頂点にあり、本来の政治的權力者であった」。⁽²¹⁾ 「上からの革命」は、以上のような過程に支えられ、かつ絡み合いながら進行したのである。ここで、シュタイン―ハルデンベルク改革以降の「再編成された領主經營は、嚴格に君主制的―軍隊式に中央集權化された經營であった」点にも注意する必要がある。⁽²²⁾

つぎに工業面についてみると、一九世紀初頭の「農民解放」と「營業の自由」の実施、一八二〇年代に入って

の各種技術学校の設立⁽²³⁾、一八三四年のドイツ関税同盟の結成といった国家指導のもとで⁽²⁴⁾、鉄道建設を工業化に与って決定的に重要な指導セクターとして⁽²⁵⁾、西エルベ地域を中心に一八五〇年代初めより産業革命の窓破が開始され⁽²⁶⁾、一八五七年にドイツを襲った最初の経済恐慌による一八五九年までの中断と、一八六六年の短かい景気後退の後、一八七三年に第二の経済恐慌に見舞われるまでの期間の比類のない好景気と高成長により、産業革命は完全に突破され⁽²⁷⁾、この結果「前工業的エリートはブルジョアジーに工業社会においてのみ第一位の地位を明け渡した⁽²⁸⁾」のである。

以上のように、三月前期のプロイセンにおける「社会問題」とそれに対する政策展開は、政治的には前工業的エリートが伝統的支配を維持し、「上からの革命」が遂行されるという過程のもとで、経済的には産業革命の突破が進展し、工業ブルジョアジーが優位を獲得していくという外枠のなかで行なわれる点に⁽²⁹⁾予め注意を促し、本論に進むことにしよう。

- (1) フィッシャー論争については、差当りエマヌエル・ガイス「第一次世界大戦におけるドイツの戦争目的——（フィッシャー論争）と西ドイツ歴史学界——」、「思想」、五〇三、五〇四号、一九六六年、を参照せよ。なお、この論争の意義と限界については、早島瑛「現代史としてのフィッシャー論争」、「みすず」、二〇〇号、一九七六年、を参照せよ。
- (2) H・ローゼンベルクは西ドイツの伝統的な歴史学とそれを乗り越えた新しい流れの形成についてつぎのように述べている。「一九六〇年代以後はじめて……これまでなおざりにされてきた問題領域に立ち向ったのは、とりわけ大胆不敵な若い学者たちであり、「かれらは伝統的な、たいていは物語り風の、政治的・外交的事件史や人物史、ならびに、政治思想史や制度史、ことに法規範を過度に強調する国制史や行政史の研究の動機づけ、見方、目標設定、方法ならびに判断基準を乗り越えて、押し進んでいった。……あの時点にいたるまで、西ドイツの歴史学を支配していた規範的な根本姿勢は、相変わらず、伝統的な歴史主義の呪縛、ならびに、権威的な国家構造の神聖化や、身分的^{ソシヤル・ステータス}一階

- 層的ロゼンバに編成された社会秩序の理想化や、物質的な作用力の軽視の呪縛のなかにあった」と(Hans Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, Frankfurt am Main 1969, Vorwort des Autors. 大野英二、川本和良、大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』未来社、一九七八年、「日本語版への著者の序言」七〇八ページ)。社会史の流れの研究動向については、山本秀行「西独における近代社会史研究の動向——Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaftの創刊をめぐる——」、『史学雑誌』八六編四号、一九七七年。大野英二「組織資本主義」論の問題点——比較社会史の研究動向——、『思想』六二五号、一九七六年。同「J・コッカ」戦時の階級社会——ドイツ社会史一九一四〜一九一八——、『経済論叢』一六卷五・六号、一九七五年。村瀬興雄「ドイツ現代史における連続性の問題」、『成蹊法学』三、一九七二年。同「近代化論の紹介——ヴェーラーとターナー(一)」「成蹊法学』一〇、一九七六年。等を参照せよ。なお、邦訳されているH・U・ヴェーラーの業績としては、『ドイツ帝国主義 一八七二〜一九一八』早島瑛訳、『思想』六三六号、一九七七年、および『近代化理論と歴史学』山口定、坪郷実、高橋進訳、未来社、一九七七年、「ボナパルティズムとビスマルク・レジーム」大野英二・早島瑛訳、『思想』六四四号、一九七八年、がある。また、H・ローゼンベルクの諸業績については、前掲邦訳『ドイツ社会史の諸問題』の巻末の著作目録を参照せよ。なお、オットー・ブルンナー「専門分野としての『歴史』諸科学」および「ヨーロッパ社会史の問題」、同『ヨーロッパ——その歴史と精神』石井紫郎その他訳、岩波書店、一九七四年、所収、J・コッカ「組織資本主義が国家独占資本主義か——概念についての前書き——」水沼宗司訳、『現代の理論』一九七六年四月号、同「カール・マルクスとマックス・ヴェーバー」水沼知一訳、『思想』六二五号、六二六号、一九七六年、同「最近のマルクス主義的社会史に関する批判的分析——とくにドイツ民主共和国における社会史的傾向を考慮しつつ——」太田和宏訳、北海学園大学『経済論集』二五巻二号、一九七七年、をも参照せよ。
- (3) Hans-Ulrich Wehler, Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918, Studien zur deutschen Sozial- und Verfassungsgeschichte, Göttingen 1970, 9.
- (4) Hans-Ulrich Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918, Göttingen 1973, 11-12.
- (5) Ebd., 16.
- (6) H.-U. Wehler, Krisenherde, 11-12.

(7) ders., *Das Deutsche Kaiserreich*, 17. この点を H・U・ウェーラーは「自由な社会制度と国家制度の形成なしに経済的に成功した近代化」(Ebd., 18)とも言っている。そのさい、「社会関係と政治の近代化はドイツ社会の前進する経済的近代化の一部であるとの理解が、ドイツ史の現実歴史的な経過の批判的な評価の基礎になっている」としながらも、「民主化は、ほぼ自動的な、一定の『遅れ』をもってのみ後を追う工業化の結果としてみなされるのではなく、社会的諸勢力によって闘い取られねばならぬ」(Ebd., 17)と述べて、経済決定論を排し、上部構造の相対的独自性を強調している。

(8) Ebd., 14, 15. なお、この二点に注目しておきたいと思う。第一は、H・U・ウェーラーが、「個人心理学や社会心理学から、また同時代の発展途上国の歴史からも、個人や集団の歴史において、形成する最初の時代が文字どおり根本的な意義をもつことは周知のところである。この局面においてしばしば、後の発展に対する転てつがなされ、行動の原型が刻み込まれ、社会イデオロギーがしっかりと保留される。こうした刻印を、国民のような社会的集団も、とくに革命の時期または国家の新建設の時期において——したがって一八七一年のドイツ帝国もまた——経験する」(Ebd., 14)と述べて、形成過程と形成期のもつ重要性を指摘している点である。第二は、そのさい工業化と農業の社会的、経済的なあり方との関連の重要性を指摘して、「紛れもなく、普遍的な観点においても、工業化は近代世界の大原動力の一つであるが、しかし、工業化の発展に対して根本的に、とにかく長い間共同で影響を及ぼしたところの、長期にわたって効果的な予選による決定が、農業社会によって(そしてそのなかで)行なわれなかったかどうか、が問題である。この見解は、つぎの間、一般的にはバーリントン・ムーアの比較研究 [Barrington Moore, *Soziale Ursprünge von Diktatur und Demokratie, Die Rolle der Grundbesitzer und Bauern bei der Entstehung der modernen Welt, Frankfurt am Main 1974.*——引用者] にあって鋭く主張され、帝国ドイツ史に関つては、エンゲルスマン・ローゼンベルク [H. Rosenberg, a. a. O.——引用者] にあって鋭く主張されてゐる」(Ebd., 14-15)と述べている点である。

(9) 統合 (Integration) という概念は、分解と再統合という概念と関連しており、これらについて、W・フィッシャーはつぎのように説明している。「分解と再統合 (Des- und Re-Integration) という概念は、統合し、確立した社会の实在を前提とし、同一の構造であれ異なった構造であれ、このような社会の将来の实在の可能性を前提としている。この

概念はさらにまた、さまざまな規模の統合の欠如の局面を内包している。新しい価値表象と新しい構造要素が、新しい社会秩序を基礎づけるためにきわだって十分であるより以前に、既存の社会秩序と従来の行動の基準が、その拘束力を失なう。……それゆえ、われわれが社会的分^{ソシヤル・インテグレーション}解の規模を測定しようとするならば、以前に実在した統合の程度を知らなければならず、そのうえ将来において可能な統合の度合についていくらか知っていなければならぬであらう。この点が……分析のために決定的な意義をもつる」と(Wolfram Fischer, Soziale Spannungen in den Frühstadien der Industrialisierung (1963), in: ders., Wirtschaft und Gesellschaft im Zeitalter der Industrialisierung, Göttingen 1972, 234)。

なお、小稿では、三月前期として、一八一五～一八四八年を指すことにしたい。三月前期の使用法には、この外に一八四〇～一八四八年とするものもあるが、この二つの Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815-1848, Sieben Beiträge von Theodor Schieder, Otto Brunner, Reinhart Koselleck, Wolfgang Zorn, Wolfram Fischer, Erich Angermann, Herausgegeben von Werner Conze, Stuttgart 1962 の表題は「われわれの時代」、現在の西ドイツの歴史学界における有力な使用法に従うこととする。

- (10) H.-U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich, 36.
- (11) Ebd., 37.
- (12) Ebd., 40. Vgl. H. Rosenberg, a. a. O., 34. 邦訳、五一ページ。
- (13) H.-U. Wehler, Krisenherde, 14. なお、この点と関連して、一九世紀後半からワイマール共和政成立に至るまでの憲法理論と政治構造の相関性を、議会主義と君主主義、官僚制と自治という権力構造の基本的メルクマールを基準として分析した、上山安敏『憲法社会史』日本評論社、一九七七年、を参照せよ。
- (14) H. Rosenberg, a. a. O., 14. 邦訳、二七～二八ページ。なお、不況期間中のさらなる詳細な景気の推移やヨーロッパ各地への影響、不況からの脱出については、Vgl. Wilhelm Abel, Agrarkrisen und Agrarkonjunktur, Eine Geschichte der Land- und Ernährungswirtschaft Mitteleuropas seit dem Mittelalter, Hamburg u. Berlin 1966, 2 Aufl., 205-225 (W・アーベル『農業恐慌と景気循環——中世中期以来の中欧農業及び人口扶養経済の歴史——』寺尾誠訳、未来社、一九七二年、二六一～二八一ページ。以下必ずしも邦訳に従っていない)。

- (15) H. Rosenberg, a. a. O., 14. 邦訳, 二七ページ。
- (16) Ebd., 21-22. 邦訳, 三三ページ。
- (17) Ebd., 33, 57-58. 邦訳, 五〇, 七八〜七九ページ。Vgl. H.-U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich, 21-22.
- (18) H. Rosenberg, a. a. O., 26. 邦訳, 四〇, 四一ページ。なお、ビスマルクの帝国建設は、農場貴族内部における精神的かつ内面的な同化に成功したのみでなく、さらに「産業界の大立物や爵位をもつ都市貴族の間にも、注目すべき『道徳的征服』を成し遂げること成功した」のである(Ebd., 26-27. 邦訳, 四一ページ)。
- (19) Ebd., 28. 邦訳, 四一〜四二ページ。
- (20) Ebd., 17. 邦訳, 三〇ページ。
- (21) Ebd., 7. 邦訳, 二〇ページ。なお、第二帝制期ドイツにおいては、政策決定の指導権が議会ではなく政府であり、行政エリート(行政官僚・外交官・軍事将校団)が議会エリートに対して社会的優位に立っていた点については、上山安敏『ウェルナーとその社会』シネルヴァ書房、一九七八年、一二七〜一四九ページを参照せよ。
- (22) Ebd., 24. 邦訳, 三九ページ。
- (23) H.-U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich, 28. その主なものは、一八二二年にP. O. W. ホヤム(Peter Christian Wilhelm Beuth)により設立されたベルリン工業学校(das Berliner Gewerbeinstitut)、『一八二五』一八二七年、一八三二年にフランスを模範としてカールスルーエ、シヤンゲン、シヤットットガルトに設立された高等工業学校(Polytechnische Schule)、『一八二八年のドレスデン技術学校(die technische Bildungsanstalt in Dresden)』や『P. O. W. ホヤムとベルリン工業学校』、『Vgl. Conrad Matschos, Preussens Gewerbeförderung und ihre Grossen Männer dargestellt im Rahmen der Geschichte des Vereins zur Beförderung des Gewerbfleisses 1821-1912, Berlin 1921, 39. W. O. Henderson, The State and the Industrial Revolution in Prussia 1740-1870, Liverpool 1958, 107-108. 新技術に照応した熟練労働力を養成するための一九世紀初頭のプロイセンにおける半制改革』、『Vgl. Ulrich Peter Ritter, Die Rolle des Staates in der Frühstadien der Industrialisierung, Die preussische Industrieförderung in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, 16-37.
- (24) 三月前期の「プロイセン国家」とくに官僚と工業化との関係については、J. コッカの興味深く優れた論文、Jürgen

Kocka, Preußischer Staat und Modernisierung im Vormärz: Marxistisch-Leninistische Interpretationen und ihre Probleme, in, Sozialgeschichte Heute, Festschrift für Hans Rosenberg zum 70. Geburtstag, Hrsg. von Hans-Ulrich Wehler, Göttingen 1974, 211-227 を参照。

この論文より、ロッカは、工業化と国家の役割についての対立する見解——一方はドイツ歴史学と西ドイツ歴史学の多数意見である国家が工業化を促進したと見る見解、その主なものは H. v. Treitschke, Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert, Leipzig 1882/94, bes. T. 1; T. 2, 453ff.; T. 4, 350ff., 541ff.; T. 5, 433ff.; F. Schnabel, Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert, I, Freiburg 1959, 283-478; III, 1954, 239-453; W. Conze, Das Spannungsfeld von Staat und Gesellschaft im Vormärz, in, ders., Hrsg., Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815-1848, 207-269; F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Berlin 1966, 404ff.; W. Treue, in, B. Gebhardt, Handbuch der Deutschen Geschichte, 3, Stuttgart 1970, ss. 69, 70f., 74, 76; W. Fischer, Government Activity and Industrialization in Germany (1815-70), in, W. W. Rostow Hrsg., The Economics of Take-off into Sustained Growth, N. Y. 1965, 83-94; ders., Das Verhältnis von Staat und Wirtschaft in Deutschland am Beginn der Industrialisierung (1961), in, ders., Wirtschaft und Gesellschaft im Zeitalter der Industrialisierung, Göttingen 1972, 60-74; u. a.) に対して、他方で東洋のプラントマン・ノーランは、義歴史家による「国家は工業化を阻止した」との見解——が、あることを指摘した後、両者の欠点をこきりかきつけた批判を加えている。

まず、前者については、特定の階級の利益から独立して、一般的な福祉を志向するとの立場から作成された官僚資料に面的に依拠し、社会集団の要求に対する反作用や対立する利害状況をみなかつたため、最近の研究で明らかになった貨幣信用政策における国家の工業化への阻止的作用 (H. Kubitschek, Die Börsenverordnung vom 24. Mai 1844 und die Situation im Finanz- und Kreditwesen Preußens in den vierziger Jahren des 19. Jahrhunderts (1840-1847), JbW 1962/IV, 57-78; D. Eichholz, Junker und Bourgeoisie vor 1848 in der preussischen Eisenbahngeschichte, Berlin 1962, 39, 69; R. Tilly, Financial Institutions and Industrialization in the Rhineland 1815-1870, Madison 1966, bes. 15, 138; u. a.) を国家規制による株式会社設立の困難 (H. Motek, Zum Verlauf

und zu einigen Hauptproblemen der industriellen Revolution in Deutschland, in: ders. u. a., Studien zur Geschichte der industriellen Revolution in Deutschland, Berlin 1960, 31f., 34f. [ギナック『ドイツ産業革命』大島隆雄訳、未來社、一九六六年、三九、四四(ローミ); P. C. Martin, Die Entstehung des preussischen Aktiengesetzes von 1843, VSWG 56, 1969, 499-542] を他の領邦に比して鉄道建設への国家の援助が少なかったこと(K. Borchard, Staatsverbrauch und öffentliche Investitionen in Deutschland 1780-1850, Diss. Göttingen 1968, 296ff.; u. a.)等の事実を看過しつつと批判する。

「茲に」後者に対しては、唯物史観に基づいて国家を経済的に支配する階級の政治的権力機構または経済の集中的表現として捉え、三月前期のプロセイユン国家をユンカー層に転化した封建貴族の支配の道具、上昇するブルジョア層に対する反動的防衛闘争の遂行として理解し、構造的に規定された利害状況からのみ説明して、官僚の具体的な意志決定過程や動機分析を欠如しているため、理論的枠組みと「上からの革命」を前進的であるとするとする評価——農民解放や営業の自由、一八〇八年の都市条令、一八一八年の内国関税撤廃、一八三四年のドイーン関税同盟、ポイトの工業促進政策、教育制度改革や鉄道建設の促進等——とが納得的に齎合していないと批判する。

なお、そのさい、J・コッカは、考察の出発点として、論文の冒頭で、以上の二つの見解とは異ったR・コゼレクの主張、すなわちプロセイユン官僚制は一八三〇年代までは前進的たりえたが、やがて上からの成功した官僚指導改革の成果がユンカー層の強化や市民的、自由主義的、民主的な反対として現象し、加えて四〇年代には権力国家的にはもはや解決できない「社会問題」が生じ、その結果官僚制がダイナミズムを喪失したため、革命は不完全な結果に終り、「行政国家は自己の創造物に圧倒された」とする見解(R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, Allgemeines Landrecht, Verwaltung und soziale Bewegung von 1791-1848, Stuttgart 1967, 587; ders., Staat und Gesellschaft in Preußen 1818-1848, in: W. Conze Hrsg., Staat und Gesellschaft in deutschen Vormärz 1815 bis 1848, 96-112)を紹介しつつある。

(25) H.-U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich, 26.

(26) Ebd., 24. なお、コックは、H・U・ウェーラーは、産業革命の突破にさいし、近代的な科学技術と工場生産の普及を可能にした社会構造と社会的な行動規範の形成が重要であるとして、世紀の中葉に人間の機械による代替のテン

ボが上昇することを可能にした社会的諸事情に注目している (Ebd., 24-25)。

(27) Ebd., 26, 29.

(28) Ebd., 24.

(29) この点は、一、ライン・プロイセンの産業資本が「下から」形成されてきたこと、および、二、それがどのような形で東エルベの半封建的な土地所有に立脚するユンカーを階級基盤とするプロセインの支配構造に編み込まれていったのか、の究明を試みた拙著『ドイツ産業資本成立史論』未来社、一九七一年、の第二の論点と密接に関連している。いま、考察の対象を産業資本から工場労働者と中間層問題およびそれへの政策的対応へと移すに当り、考察方法として、最近の西ドイツの社会史の問題意識と成果をできるだけ吸収するように努めるとともに、そこで使用されている概念や術語をできるだけ積極的に使用していきたいと思う。もとより、社会史とは何であるか、という根底的な問題についてなお種々の見解が分れている現状 (H. Rosenberg, a. a. O., Vorwort des Autors, 邦訳、「日本語版」の著者の序言) 九ページを参照せよ) と、なによりも筆者の能力の限界から、さまざま不備や問題が生じていることを十分に予測しつつ、新たな問題領域に立ち向かいたいと思う。

I 三月前期における「社会問題」

[I] 「社会問題」の性格

W・フィッシャーは工業化に伴伴する「社会問題」を時期的に三つに分類する。⁽¹⁾ 第一は、ほぼ一九世紀の中葉に終り、とりわけ一八三〇〜一八四〇年代に西ヨーロッパ諸国において頂点に達した、「大衆貧窮 (Pauperismus)」⁽²⁾ として問題になった初期局面。第二は、一八五〇年代および一八六〇年代初めから第一次大戦までであって、もっぱら「労働者問題」、またはしばしば一般的に「社会問題」が問題となった局面。第三は、一九二九年の世界

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」(川本)

恐慌を頂点に全社会秩序が問題となった点に特徴をもち、今日まで継続している局面。

ところで、当面の考察の対象である初期局面の「社会問題」は全ヨーロッパ的規模において発生した⁽³⁾。したがって、国によりまたは地方によって歴史的な状況を異にしていたのに照応して、この問題の性格もまた相違していた。そこでまず、プロイセンにおける「社会問題」は全ヨーロッパ的背景のなかでいかなる性格をもっていたのか、という問題を明らかにすることから考察を始めることにしよう。

W・コンツェは「大衆貧窮」の原因についてつぎのように述べている。「この大衆貧窮は、ドイツにおいては低賃金を伴った若い工業の結果ではなく、逆に増大する過剰人口に直面して工業の採用能力が余りにも小さかった結果であった⁽⁴⁾」と。この見解は今日の西ドイツ歴史学界の共通財産になっているように思われる⁽⁵⁾。ところで、E・パンコーケが指摘するように、この見解は「資本と労働という工業社会の敵対の闘争モデルが大衆貧窮の評価の根拠にもまた用いられているプロレタリアの歴史像（F・エンゲルス、J・クチンスキー）の批判⁽⁶⁾」として提示されたものであり、その源泉は、一八四五年にF・エンゲルスが発表した『イギリスにおける労働者階級の状態⁽⁷⁾』に対して、一八四八年にB・ヒルデブラントが『現在と将来の経済学⁽⁸⁾』のなかで行なった批判⁽⁹⁾にまで遡ることができるので、以下この点を振り返ってみることにしよう。

批判の要点は四つに纏めることができよう。(1) F・エンゲルスの描写はイギリスの工業と労働者の暗黒面のみを画いており、したがって個々の事実は正しいが、それらを結び合わせた全体は誤っている⁽¹⁰⁾。(2) 過去のイギリスや、工業の発展の遅れたドイツのような国々の物質的福祉状態を高く評価しているのは誤っている⁽¹¹⁾。ここでは統計数字を利用して詳細な実証的な作業を積み重ねながら、工場の存在しないアイルランドやプロイセン州の農民

の貧窮状態や、オーバーヘッセン、とくにマールブルク郡の手工業者の窮乏とそれが物価の騰貴した一八四六—一八四七年の冬に頂点に達したこと⁽¹²⁾、および賃金や穀物と肉の価格の変動を検討して、現在のイギリスの労働者の状態は過去のそれよりも良好であり⁽¹³⁾、かつ「ドイツの労働者よりもまさに倍の必要を充足」し得る状況にあること⁽¹⁴⁾、の論証を試みている。(3)物質的窮乏とともに風紀の退廃を近代工業の恐るべき二つの作用とするのは誤っている。ここでも、統計数字を駆使して、犯罪の増大は警察が改善された結果であり、その増加率は人口のそれに比して低い点、工場労働者の大部分は流入したアイルランド人であり、かれらの風紀はイギリスにおいて向上していること、婦人、児童労働についての数字が官庁統計よりも高くなっており、児童労働を制限するための議会の努力や、一八三五年以降労働者総数が増加したのに対し、児童労働者数が減少したことに一言も触れていない点、犯罪はイギリスよりもアイルランドの方が多いこと、を批判点として挙げている⁽¹⁵⁾。(4)最後に「近代工業の世界史的意義」⁽¹⁶⁾を論じ、F・エンゲルスとは逆に、大都市への人口集中や工場制度のもたらす有利な点を列挙して、近代工業は人間の文化発展の必要な構成物であり、「一層公平な財貨の分配、資本と労働の力の不均衡の止揚がかなえられることをますます緊急に必要とする移行期にわれわれは生きて」⁽¹⁷⁾おり、「機械が労働者階級に精神的、道徳的な特性を初めて与えたのであり、それなくしてはかれらの社会状態の根本的、継続的な改善は不可能」であるが、「人類の文化発展における近代工業の課題はなお完了してはいない」⁽¹⁸⁾と結論する。

以上のB・ヒルデブラントのF・エンゲルス批判のなから、ここでは一九世紀前半のプロイセンにおける「大衆貧窮」の性格を明らかにするためにのみ重要と思われる二点に注目したいと思う。第一は、F・エンゲルスがドイツの「社会問題」を根本的にはイギリスと同じ社会秩序から発生したと理解したのに対し⁽¹⁹⁾、プロイセン

においては、資本主義や近代工業についてまったく語り得ないプロイセン州における「大衆貧窮」の例が示すように、「社会問題」の性格がすべての州でイギリスと根本的に同じであるとはみなし難い点である。この点をW・アーベルはつぎのように指摘する。「イギリスにおいて自分が観察した窮乏を工業のゆえだとしたフリードリッヒ・エンゲルスには異議が唱えられねばならない。……手工業者や労働者の困窮は工業化以前の諸事情からきたものであり——そのあらゆる現象形態においてそうであるわけでは勿論ないが——根本的な点でそれらの諸事情によって根拠の与えられたものであった⁽²⁰⁾」と。もとより、ここですべての現象形態においてそうではないが、との留保が付されている点は注目し値する。後にみるように、一九世紀前半にライン州とヴェストファーレン州においては綿紡績業を中心に機械化が進行しており、F・エンゲルスが指摘した局面をすでに含んでいるため、プロイセンを全体としてみる時、工業化以前と工業化の諸事情が絡み合い、「社会問題」の性格が一層複雑なものになっている点に留意する必要がある。

第二に止目すべき点は、W・アーベルが指摘するように、「エンゲルスとは正反対にヒルデブラントは労働者階級の窮乏を工業の不足に帰せしめた⁽²¹⁾」点である。以上から、B・ヒルデブラントは、F・エンゲルスを批判して、三月前期のプロイセンにおける「大衆貧窮」の原因を(1)工業化以前の諸事情と(2)工業の不足に求めたこと、およびW・コンツェがこの見解を引き継ぎ、現在の西ドイツ歴史学界の有力な見解になっていること、を理解し得るであろう。では、三月前期のプロイセンにおける「大衆貧窮」の性格をどのように積極的に規定すればよいのであろうか。

E・パンコーケは、解放危機の「社会問題」(die „socialen Fragen“ der Emanzipationskrise)と工業化危機の「社

会問題」(die „socialen Fragen“ der Industrialisierungskrise)を區別⁽²²⁾して、まず前者についてつぎのように説明する。ドイツにおいては一八三〇年代に「大衆貧窮」の論議が始まったのであるが⁽²³⁾、この論議においてすでに「身分^{テンデイツシュ}制社会からブルジョア社会への社会史的転化と構造的に関連して農村下層の『窮乏(Verelendung)』が惹き起され得た限りで、構造問題としての貧乏の問題が現われた」。そのさい、「窮乏(B-tende)」とは土地と故郷のない者を意味する。したがって、自由主義改革によって身分制秩序から解放された(Emanzipation)農民や都市の手工業者の社会的流動化と人口爆発および市場合理的な諸関係への編入が手を携えて進行するのであるが、近代的な工業はまだその端初にあり、身分制的な拘束から解放された(Entfesselung)この層に対して十分な勤め口を提供し得ない。それゆえに、新しい貧乏は、個人的な原因から生じたのではなく、「解体する身分制的な共同^{シヤット}社会と無産者を拒絶するブルジョア社会との間の制度的な真空において」身分と勤め口の喪失として現われる。解放危機の「社会問題」はこのようにして生じた「大衆貧窮」にあった⁽²⁴⁾。

C・ヤントケは解放危機をつぎのように説明する。「この表現は二重の意味をもっている。第一に、それは、国家生活と精神生活の指導層によって追求された生活形態や経済形態の自由化と、とくに農業と工業の小生産者層における新しい、ヨリ時代に適合した目的意識の欠如との間の持続的な内的不一致を反映する。資本の不足ではなくて、資本流通の不足が、企業の可能性と出発点の欠如がではなくて、欠くべからず『工業の(industriöse)』觀念の欠如が、国家による改革の先導を客観的に、いずれにせよ不可欠ならしめた。しかし、その結果においては、一層先への経済の発展および社会改革的な発展にとって決定的な、農業部面内部のはっきりした危機的な帰結によって齟齬させられた。……ここに第二の、……『解放危機』という言葉と概念の意味があり、その時事性

が、農業制度の変化に見舞われたドイツ中央ヨーロッパ全地域に、移住という形態で及んだ意義がある⁽²⁵⁾。と。

以上の両者の説明から、解放危機の「社会問題」をつぎのように把握することができよう。すなわち、身分制社会から解放された農業と工業の小生産者に対して、近代工業の発達がおお不十分であったがゆえに、ブルジョア社会が十分な勤め口を提供し得ないことから生じた「大衆貧窮」と。ここで留意すべき点は、第一に、「大衆貧窮」の起点が近代工業ではなく、農業制度の変化に求められていることであり、第二に、W・コンツェもまた「大衆貧窮」を解放危機の局面において把握していることである。さきの引用箇所が続いてつぎのように述べている。「大衆貧窮^{パウペリスムス}のなかで法外に著しく増大した下層の困窮^{ノイ}が露顕し、身分制社会の拘束が回復不能となって消滅していき、しかもやつのことでの発端において形成され始めたところの、工業社会の新しい制度の形態がなお見いだせなかった『移行期』として、同時代人によって繰り返し感じ取られた時期の大衆^{マッセン}の困窮^{エレント}が明らかになった⁽²⁷⁾」と。

つぎに、工業化危機の「社会問題」について、E・パンコーケはつぎのように説明する。「大量の農村失業の『社会問題』の解決は、差し当り『イギリスの道』において、すなわち自由にされた下層の農民層を工業の労働過程に統合することにおいて見込むことができた⁽²⁸⁾。こうして世紀の中葉以降の産業革命の突破の過程で「大衆貧窮」についての論議は後を絶ち、これに代って一八六〇年代以降、「社会問題」は「労働者問題」を中心に論議されるようになった⁽²⁹⁾。そのさい、「工業経営内部の社会的緊張において明白になり得たように、工業の社会構造の『社会問題』においては、『労働』と『資本』という社会的立場への工業社会の傾向的な分極という問題が重要であった。これによって『社会問題』の二つの局面が区別される。労働者の機械による『疎外』と、労働者の

かれを搾取する資本主義的企業家への『従属』と。⁽³⁰⁾ ここで注意すべき点は、F・エンゲルスが問題としたのはこの局面であったこと、および解放危機と工業化危機の「社会問題」が冒頭で紹介したW・フィッシャーの分類の最初の二つの局面に照応する点である。⁽³¹⁾

ところで、三月前期のプロイセンにおける「大衆貧窮」は、解放危機の「社会問題」を主要局面としながらも、すでに工業化危機の「社会問題」の局面をも包含していた。したがって、農村の下層人口や都市の手工業者の過剩や貧窮化の問題、すなわち中間層問題を主要な局面としながらも、工場労働者問題もすでに日程にのぼせていた。そのさい、イギリスとの比較を念頭におくならば、「ドイツは一九世紀中葉頃……工業の傾向と大望を抱く農業国家」として「工業化の最初の局面」⁽³²⁾にあり、「とくに繊維工業において児童労働が普及していた」⁽³⁴⁾とのH・ブラウンの指摘に注目すべきであろう。産業革命は、周知のように繊維工業から鉄鋼業や石炭鉱業、機械工業へと波及して行くのであるが、プロイセンのばあい、既述のように鉄道建設を指導セクターとして、世紀の中間以降後者を中心に移行して産業革命の突破の過程が進行する⁽³⁵⁾。それに伴ない、「労働者問題」も、世紀の前半の児童労働者の保護の問題から、K・E・ポルンの指摘するように、一八六〇年代に団結の自由の問題を中心とする成年男子労働者の保護の問題へと移行する⁽³⁶⁾。以上のように、世紀の前半に、プロイセンでは中間層問題を主要局面として児童労働者問題もまた日程にのぼっていたのであるが、イギリスにおいては、児童労働者の保護の問題とともに、団結の自由の問題や「一〇時間運動」、さらにはチャーティスト運動に示されるように、すでに成年男子労働者の問題が「労働者問題」の中心となっていた。⁽³⁷⁾ここに両国の「社会問題」における落差が示されている⁽³⁸⁾。

ともあれ、三月前期のプロイセンにおける「大衆貧窮」は、解放危機の「社会問題」を主要局面としながらも、工業化危機の「社会問題」をもすでに児童労働者問題として日程にのぼせていた。したがって、W・フィッシャーが規定するように、「産業革命が一つの局面のみを形造る近代化と解放の全過程に原因」を持つ「社会問題」であったといえよう。この結果、「大衆貧窮」に対する政策的対応としては、中間層の保護を主要内容とする営業令と、児童労働者の保護を目的とする工場法とが絡み合うことになるのであるが、この問題に入るに先立って、まず「大衆貧窮」の具体的な状況について検討を加えておきたいと思う。

(1) W. Fischer, *Soziale Spannungen*, 229. なお、「社会問題」という慣用句は、本来 *question sociale* からの借用訳であり、H・ハイネが一八四〇年四月三〇日に執筆して、パリからフランスの社会状態を社会理念について『マウクスブルク一般新聞 (Augensburger Allgemeine Zeitung)』に報じた「パリ。政治、芸術と国民生活についての報告 (Luteita. Bericht über Politik, Kunst und Volksleben)」において初めて使用された。その後、この言葉はドイツの社会状態に対しては、ためらいがもたれのみ使用されるに留まっていたが、一八四八年頃になって社会批判の書物の表題にも用いられるようになった。その最初の書物がK・ビードマンの『社会主義と社会問題についての講演 (Karl Biedermann, Vorlesungen über Socialismus und sociale Fragen, Leipzig 1847)』であった (Eckart Pankoke, *Sociale Bewegung-Sociale Frage-Sociale Politik, Grundfragen der deutschen „Socialwissenschaft“ im 19. Jahrhundert*, Stuttgart 1970, 49. なお、K・ユートマンのこの書物の一部は、Ernst Schraepfer, *Quellen zur Geschichte der sozialen Frage in Deutschland*, Band 1: 1800-1870, Göttingen 1964, 90-92. Carl Jantke und Dietrich Hilger Hrsg., *Die Eigentumslosen, Der deutsche Pauperismus und die Emanzipationskrise in Darstellungen und Deutungen der zeitgenössischen Literatur*, Freiburg/München 1965, 435-450 に収録されている)。したがって、三月前期には「社会問題」という言葉は使用されず、「大衆貧窮 (Pauperismus)」として問題にされた (E. Pankoke, a. a. O., 52)。

W・フィッシャーによると、その後「社会問題」という曖昧な表現はドイツ語圏の国々で多く使用され、フランス

語圏や英語圏の国々においても使用されるが、ドイツ語圏のように標準的な概念にはならなかった。この言葉を社会科学の用語として用いたのはアメリカの社会学者であるが、かれらは歴史的現象としてではなく、工業社会確立後の現代社会の病理学として用いた (W. Fischer, *Soziale Spannungen*, 225-226)。したがって、「社会問題」という言葉は「非常にさまざまな仕方でも用いられるのみでなく、殆んど例外なく、まったく一般的かつ漠然とした意味において用いられている。このことがこの言葉を社会科学上の分析一般に適用することに對してわれわれを警戒させる」と述べて、つぎのように説明する。

「玉虫色に輝く他の諸概念に關しての経験がわれわれに勧めるのは……『社会問題』という術語を、それが発生した一九世紀における特殊ヨーロッパ的状况に對してのみ書き留めておくことである。しかし、ヨリ良い術語をどのようにして見出すのか。大筋においてわれわれは二つの可能性をもつ。体系的な関連における純粹の定義によつてか、またはわれわれが、その科学的以前の意味内容のエキスを含んだ、もともと曖昧な最初の把握をヨリ鋭く把握した概念へと集約することによつてかである。一九世紀のヨーロッパにおける『社会問題』と取り組んだ多くの研究のなかの多数が示すように、このエキスとは、近代化過程の初期において認めることができる社会層の不均衡、社会的な価値表象の不安定、社会的行為の確信のなさ、社会的職務の厳密でない遂行である。換言すれば、『社会問題』は少なくとも伝統的な、もっぱら農業的な段階から『近代的な』もっぱら工業的な段階への移行における社会の危機である。それは与えられた構造がその実効を喪失した時に発生する社会的平衡障害と社会的機能困難の問題である。この状態は社会的分デモンストラティブ解として、または容易に弱められたとすれば、社会的緊張の状態として理解されるであろう。このような状態において生じるすべての社会改革の目標は——復原としてであれ、改革としてであれ、革命としてであれ——社会的再レベインク統ソク合である。それゆえ、このような時期における社会政策は、変転の途中デモンストラティブで分ソク解の過程を極小にする試みとして理解されうる」(Ebd., 233-234)と。

- (2) 「大衆貧窮 (Pauperismus)」という言葉は英語に由来し、一八三〇〜一八四〇年代に頂点に達した新しい種類の大衆貧窮 (Massenarmut) に對して用いられるようになった。当時のプロックハムス百科辞典 *Allgemeine deutsche Real-Encyclopädie für die gebildeten Stände. Conversations-Lexikon. Neunte Originalauflage*, Bd. 11 (1846), 15-16 にあつては、「Pauperismus が存在するのは、おびただしい人民の層が全力を尽くした労働によつて、ま

たぐ一時しのぎの生活の資しか得ることかななき所にあらざりてと云（E. Schraepfer, a. a. O., 10. 頁） Vgl. Werner Conze, Vom »Pöbelk zum »Proletariat, Sozialgeschichtliche Voraussetzungen für den Sozialismus in Deutschland (1954), in, Hans-Ulrich Wehler Hrsg., Moderne deutsche Sozialgeschichte, Köln 1973, 113. Harold Schinkel, Armenpflege und Freizügigkeit in der preussischen Gesetzgebung vom Jahre 1842, in, VSWG 50, 1963, 463).

(3) 差当りE・J・ホブズホーム『市民革命と産業革命——二重革命の時代——』安川悦子、水田洋訳、岩波書店、一九六八年、第十一章「労働貧民」を参照せよ。

(4) W. Conze, Vom »Pöbelk zum »Proletariat, 113. 頁の「見解を」イギリス産業革命が労働者階級に与えた影響とあつた周知の「見解」、悲観論と楽観論の系譜のなかに位置づけざるは、後者の流れに属すると思われる（悲観論と楽観論については、岡田与好「産業革命論の変遷」、高橋幸八郎編『産業革命の研究』、岩波書店、一九六五年、二七―三二ページ）を参照せよ。「自由主義経済学と教育改革」、岡田与好、広中俊雄、樋口陽一編『社会科学と諸思想の展開』創文社、一九七七年、五三五―五三七ページを参照せよ。しかし、産業革命期のイギリスとは異なる「三月前期のヘロイセンの「大衆食窮」の原因は産業革命でのみ還元できなかつたや、」なによりもプロイセンが下からの市民革命を経過してなかつた点に十分に注意する必要がある。

(5) W・コンツェ同「見解を」を参照せよ。E. Schraepfer, a. a. O., 10. Wolfgang Köllmann, Industrialisierung, Binnenwanderung und „Soziale Frage“ (1959), in, ders., Bevölkerung in der industriellen Revolution, Göttingen 1974, 108. W. Fischer, Soziale Spannungen, 229. W. Köllmann, Die deutsche Bevölkerung im Industriezeitalter (1963), in, ders., Bevölkerung in der industriellen Revolution, 36. H. Schinkel, a. a. O., 264. W. Abel a. a. O., 241. 邦訳「三〇ページ」C. Jantke und D. Hilger Hrsg., a. a. O., 266. W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential in Deutschland 1815-1865 (1968), in, ders., Bevölkerung in der industriellen Revolution, 85. E. Pankoke, a. a. O., 53. Wilhelm Abel, Massenarmut und Hungerkrisen im vorindustriellen Deutschland, Göttingen 1972, 7. H.-U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich, 22-23. Albin Gladen, Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland, Eine Analyse ihrer Bedingungen, Formen,

Zielsetzungen und Auswirkungen, Wiesbaden 1974, 10.

(6) E. Pankoke, a. a. O., 53.

(7) Friedrich Engels, Die Lage der arbeitenden Klasse in England (1845), in, Karl Marx, Friedrich Engels Werke, Bd. 2., Berlin 1959. (エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』岡茂男訳『マルクス・エンゲルス全集』第二巻、大月書店、一九六〇年)。

(8) Bruno Hildebrand, Die Nationalökonomie der Gegenwart und Zukunft (1848) und andere gesammelte Schriften, Herausgegeben und eingeleitet von Prof. Dr. Hans Gehrig, Bd. 1., Jena 1922. 訳『B・ヒルデブランドの経歴については、ヒルデブランド『実物経済、貨幣経済および信用経済』橋本昭一訳、未来社、一九七二年』の記者解説を参照せよ。

(9) B. Hildebrand, a. a. O., 137-196.

(10) 「細目は正しいが、全体は誤っている。かれの描写は、イギリスの工業とイギリスの労働者世界の夜の面のみを描いている。……この本の断固たる欠陥は、(1)かれが現在の状態の評価のさいに依拠した一般的、歴史的ならびに統計的な誤った諸前提、(2)本質的な事実関係の多くの脱落やこれと結合した個々の事実の一般化、最後に(3)かれが作為から引き出した誤った結論、にある」(Ebd., 137-138)。

(11) (2)と(3)において批判されたF・エンゲルスの叙述はつぎの如くである。「機械が採用されるまでは、……織布工の家族は、たいてい都市の近郊の田舎に住み、その賃金で足りるに生計をたてることのできた。……彼らは『尊敬すべき』人たちであり、善良な一家の主人たちであって、道徳的に生活していた。……簡単にいえば、当時のイギリスの工業労働者は、都会からは隔離され、ひきこもっていて、精神的な活動をするでもなく、その生活状態にひどい動揺もなく、ちようどいまなおドイツのあちこちで見うけられるのと同じように生活し、考えていたのである」(F. Engels, a. a. O., 237-239; 邦訳『二三〇〜二三三ページ』)。

これに対し、B・ヒルデブランドは、「誤った前提に属するのは、とりわけ歴史の以前の時代やドイツのように工業の発展においてイギリスより遙かに遅れている他の国々の、憶測による高い物質的福祉である」(B. Hildebrand, a. a. O., 138)と述べて批判している。

- (12) Ebd., 139-149. なお、このプロイセン州の状態については、一八四七年に発表されたF・W・シューベルトの論文が利用されているのであるが、この論文の主要部分については、Vgl. Friedrich Wilhelm Schubert, Statistische Beurteilung und Vergleichung einiger früherer Zustände mit der Gegenwart für die Provinz Preußen mit besonderer Berücksichtigung des jetzigen Notstandes dieser Provinz, Zeitschrift des Vereins für Deutsche Statistik, hrsg. von Freiherrn von Reden (1847), in: C. Jantke und D. Hilger Hrsg., a. a. O., 230-243.
- (13) B. Hildebrand, a. a. O., 151-156. 中でもB・ヒルデブランドは過去と現在のイギリスの労働者の生活状態を比較して、日賃金は一六世紀中葉以降二倍に上昇したが、同時に穀物価格の変動が非常に激しかったことを指摘しているのであるが、W・アーベルは最近のホブズボームやタッカー等の業績を利用して、生活の実質水準や穀物価格をはじめ広範な基礎資料に基づく実質賃金を検討した後、「イギリスの賃金が——コリン・クラークの判定によれば——一八〇〇年頃に到達していた『アジア的低水準』と比べ、それは一九世紀の前半には改善された」と結論している(W. Abel, Agrarkrisen, 232-233. 邦訳「二九三〜二九五ページ」)。
- (14) B. Hildebrand, a. a. O., 158-171. なお、この結論として、「最近三年間のイギリスにおける通常の一日の仕事に対する平均の賃金を三シリングまたは年三〇〇ライヒスタラーと推定できるのに対し、ドイツでは最高にみて一〇〇ライヒスタラーであり、この結果、両国における貨幣交換価値の報ぜられている比率によると、イギリスの労働者はドイツの労働者よりもまさに倍の必要を充足せしめ得る」(Ebd., 170-171)と述べている。
- (15) Ebd., 171-181.
- (16) Ebd., 182.
- (17) Ebd., 184.
- (18) Ebd., 186.
- (19) F・エンゲルスはつぎのように述べている。「わがドイツ人にとっては、なによりもまず、社会問題における事実の知識が必要である。そして、たとえドイツのプロレタリアの状態が、イギリスのそのように典型的なかたちまで成熟していないとしても、それでもなおわれわれは、基本的には同じ社会秩序をもっているのであって、この秩序は、おそかれはやかれ、北海のかなたですでに到達しているのと同じ頂点まで、おしすすめられるのにちがいないの

「労働」(F. Engels, a. a. O., 233. 邦訳「二二八〜二二九ページ」)。

(20) W. Abel, Agrarkrisen, 241. 邦訳「三〇三ページ」。

(21) Ebd., 227. 邦訳「二八六ページ」。

(22) (23) E. Pankoke, a. a. O., 52.

(24) Vgl. Ebd., 58-59.

(25) C. Janke und D. Hieger Hrsg., a. a. O., 14. なお、三月前期のドイツでは「大衆貧窮」の克服のためのさまざまな政策提言が「ソシアル」誌として出版され、また、新聞、雑誌等をにぎわしたのであるが、これをE・シュレプラーとW・フレイシャーは政治史の視点から四つに整理している。(1)保守的提案は、国家およびソシアル保守主義(Staats- und Zunft-Konservatismus)という特徴を帯び、伝統社会の正当性を信じて、罪を工業主義に帰し、自然の秩序に復帰するために国家が労働条件を管理し、ソシアルや身分が再生する必要を説いた。J・C・ロードベルグス(Johann Carl Rodbertus-Jagetzow)、『ロレンツ・シュタイン(Lorenz von Stein)』、『K・G・ヴァンケルブルック(Karl Georg Winkelblech)』、『W・H・リール(Wilhelm Heinrich Riehl)』等がこれに属する。(2)自由主義の立場は、「大衆貧窮」の原因を産業革命以前に求め、保守的な社会が新しい階級の新しい条件への適応を阻害してゐるとして、工業の発達に「社会問題」を解決すると主張した。D・ハンゼマン(David Hansemann)、『G・メウツァッセン(Gustav Mevissen)』、『F・ンホルト(Friedrich Harkort)』等が主要な人物である。(3)社会主義の立場にはさまざまな潮流があったが、労働者運動を通じて社会変革を説く点で一致しており、これに属するのはW・ワイトリント(Wilhelm Weiling)やM・ムス(Moses Held)、『F・マンゲルス(Karl Marx)』等である。(4)教会、トビドカトリックからも多彩な提案がなされたが、工業化の初期には「王冠と祭壇」の同盟(Allianz zwischen „Thron und Altar“)を説く保守的傾向を帯び、キリスト教団体の貧者救済、企業家の社会的責任の追求を主張して、反自由主義の立場をとった。代表的人物として、W・E・フォン・ケテラー(Wilhelm Emanuel von Ketteler)、『J・H・ヴァルマン(Johann Heinrich Wichern)』、『A・コルピンツ(Adolf Kolping)』等を挙げられる(E. Schraepfer, a. a. O., 22-36. W. Fischer, Soziale Spannungen, 226-229. など。Vgl. Werner Pöls Hrsg., Deutsche Sozialgeschichte, Dokumente und Skizzen, Bd. 1., 1815-1870, München 1973, 209-210)。(5)カール・シムンツォーグ・

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」(一)(川本)

フイッシャーの分類において、国家学者 R・フォン・モルト (Robert von Mohl) に比べては、前者が西南ドイツの自由主義者としてゐるのに対し (E. Schraepfer, a. a. O., 24-25)、後者が保守主義者としてゐる (W. Fischer, Soziale Spannungen, Anmerkung 14, 508) の評価が食ふ違つてゐる。これは、自由主義としてゐる両者の規定の仕方が大巾に相違してゐるためである。小稿では W・フイッシャーの規定に従つてゐるので、ここで E・シュレーブラーの規定についてみておくと、かれは自由主義者を、社会改革的な計画を持ち、賃金労働者のイデオロギー的、社会的な基礎を大抵のばあい認識しないで、貧者と富者の間の対立を——企業家の自発的合意によつてはあれ、国家の適度な干渉によつてはあれ——簡単な方法で調整し得ると信じた者と規定してゐる (E. Schraepfer, a. a. O., 26)。したがつて、E・シュレーブラーのばあひ、R・フォン・モルトは自由主義者に属するのであるが、W・フイッシャーの規定に従えば、それゆゑに小稿においても、保守主義者としてゐることとなる。

なお、三月前期の「社会問題」に対する著名な政策提案者であつて、以上の叙述のなかで洩れてゐる名前を、四つの立場に分類することなしに挙げるならば、統計家の J・G・ホフマン (Johann Gottfried Hoffmann) と U・E・W・チヤーネリキ (Carl Friedrich Wilhelm Dieterich) の「実践的哲学者叢 (praktische Philosophen)」の U・ユラーヌ (Friedrich Bülow) の「経済学者の U・リスマツ (Friedrich List) と A・ホルツランツ (Alexander Schmeer) 等が、C・ヤンケ und D. Higer Hrsg., a. a. O., 20-21)」の U・E・リスマツが、ホルツランツの分割相続に起因する窮状を克服するため、土地整理による健全な農地制度の創出を基礎として、工業のための保護関税の設置による国民的生産力の建設を主張した点に注目せよ。Vgl. Ebd., 31-32, 272-273. Friedrich List, Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung (1842), in, Werke, hrsg. von der Friedrich-List-Gesellschaft, Bd. V, Berlin 1928. [「ノリマツ・ユ・リスマツ『農地制度論』小林昇訳、岩波書店、一九七四年」] ders., Das nationale System der politischen Ökonomie (1841), in, Werke, hrsg. von der Friedrich-List-Gesellschaft, Bd. VI, Berlin 1930. [「ノリマツ・ユ・リスマツ『経済学の国民的体系』小林昇訳、岩波書店、一九七〇年」] および『小林昇経済学史著作集』VI, VII, VIII, 未来社、を参照せよ。また、シュレージエンの窮状に対する時論については、大月誠「一八四四年のシュレージエンの織工一揆」、『龍谷大学社会科学研究所年報』二号、一九七一年、を参照せよ。なお、初期社会主義の立場

からの提言については、良知力編『資料』ドイツ初期社会主義、義人同盟とヘーゲル左派』平凡社、一九七四年、および、モーゼス・ハース『初期社会主義論集』山中隆次、畑孝一訳、未來社、一九七〇年、を参照せよ。

三月前期の「社会問題」に対する時論の主要なものには、E. Schraepfer, a. a. O., C. Jantke und D. Hilger Hrsg., a. a. O. に収録されている。

(26) この点には、同時代人であるF. H. ルコルトが「弊書の根源は……もともと工業のもとにはなく、大土地所有を優遇し、農村人口の過剰を都市に追いやる農業制度にあった。というのは、農村人口の過剰となつていかなる移住場所もなかったからである」と述べたのと軌を一にして、Wolfgang Köllmann, Gesellschaftsanschauungen und sozialpolitisches Wollen Friedrich Harkolls, in, Rheinische Vierteljahrbücher, Jg. 25, 1960, 89)。

(27) W. Conze, Vom »Pöbel zum »Proletariat, 113.

(28) E. Pankoke, a. a. O., 52.

(29) W. Köllmann, Industrialisierung, 108. ders., Die deutsche Bevölkerung, 36. Ludwig Puppe, Sozialpolitik und soziale Anschauungen frühindustrieller Unternehmer in Rheinland-Westfalen, Köln 1966, 20. W. Köllmann, Bevölkerung, 84. E. Pankoke, a. a. O., 55. A. Gladen, a. a. O., 11. 以下 Vgl. W. Conze, Vom »Pöbel zum »Proletariat, 134.

(30) E. Pankoke, a. a. O., 71.

(31) なお、W. F. マンシャアの第三の局面には、E. H. シューケの「社会問題」の構造問題への一般化」(Ebd., 57)が照応している。また、W. ケルマンは、最初の二つの局面を「農村の「大衆貧窮」の「社会問題」が都市の「プロレタリアートの社会問題」に移行した」と表現している(W. Köllmann, Industrialisierung, 108)。

(32) Heinrich Braun, Industrialisierung und Sozialpolitik in Deutschland, Köln/Berlin 1956, 268.

(33) Ebd., 274.

(34) Ebd., 272.

(35) 前掲拙著、一〇八～一一〇、三三五～三三六ページ、を参照せよ。

(36) W. フィッシャーは初期工業社会にあつては、産業部門の技術的要求に従つて、労働者の出自に一定の傾向が刻印

されるとして、三つの型を析出する。(1)繊維工業、とくに紡績業。ここでの労働力は主として以前の農村家内労働者より供給され、とくに婦人、児童の比率が高い。食料品、飲料、精糖、煙草工場も類似の傾向をもつ。(2)鉦山、製鋼、化学工業。これらの部門では、とくにルール地方において、農村出自の男子労働者が多く、近辺農村より工場に流入した。これらの部門が強力な人間を要求したからである。ここでは、農業から工業への移動が場所的移動を伴ない、故郷なき労働者が形成された。(3)機械工業。一九世紀末までは圧倒的に熟練手工業者に依存し、集中手工業所の観を呈した。ここには労働者のエリートが結集し、最初から高賃金を特徴としており、各手工業者は親方により統率され、伝統的性格が強かった。陶器製造業、軍需工業、光学、秤量器、時計等の精密機械工業が類似の性格をもつ(Wolfran Fischer, *Soziale Unterschichten im Zeitalter der Frühindustrialisierung* (1963), in, ders., *Wirtschaft und Gesellschaft im Zeitalter der Industrialisierung*, 251-254, ders., *Innenbetrieblicher und sozialer Status der Frühen Fabrikarbeitserschaft* (1964), in, ders., a. a. O., 262)。

ここで、産業革命の進展と労働者保護の展開過程とを、労働者出自の三類型と関連させるならば、産業革命の進展に伴ない、労働者保護の問題が、繊維工業における児童、婦人労働者の保護から、鉦山、製鋼、化学、機械工業の成年男子労働者の保護へと移行していくことが容易に理解され得るであろう。

そのさい、団結権の問題は、K・E・ポルンが指摘するように、児童、婦人労働者の保護や、社会保険の対象とする疾病、老齢労働者の保護とは異なり、成年男子基幹労働者の保護を意味し、社会政策の中心問題を形成する。団結の自由により初めて、労働者が契約の自由のもとで、経済的に優位に立つ工場主と対等に、賃金、労働条件等について話し合える基礎が置かれるからである(Karl Erich Born, *Sozialpolitische Probleme und Betrachtungen in Deutschland von 1848 bis zur Bismarckschen Sozialgesetzgebung* (1959), in, *Interessenverbände in Deutschland*, Hrsg. von Heinz Josef Varain, Köln 1973, 73)。この問題は、一八六〇年代にプロイセン下院においてすべてのフランクの要求するところとなり、憲法紛争と絡み合いながら表面化した(Ebd., 76)。

(37) イギリスの児童労働者保護と「二〇時間運動」については、小川喜一『イギリス社会政策史論』有斐閣、一九六一年。吉岡昭彦『イギリス産業革命と賃労働』、高橋幸八郎編『産業革命の研究』、八七〜一〇八ページ。戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』未来社、一九六六年、とくに第三篇。B・L・ハチンズ、A・ハリソン『イギリス工場法の

歴史』大前朔郎、石畑良太郎、高島道枝、安保則夫、共訳、新評論、一九七六年、を参照せよ。また、団結の自由の問題とチャーティスト運動については、山中篤太郎『労働組合法の生成と変転〔増補版〕』同文館、一九四七年。飯田鼎『イギリス労働運動の生成』有斐閣、一九五八年、を参照せよ。

(38) G・K・アントンは、イギリスの二八三〇年代の工業発展に、ドイツは二八七〇年代に初めて到達したと述べている (Günther K. Anton, Geschichte der preussischen Fabrikgesetzgebung bis zu ihrer Aufnahme durch die Reichsgewerbeordnung, Auf Grund amtlicher Quellen, Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen hrsg. von Gustav Schmoller, Elfter Band, Zweites Heft, Leipzig 1891, 58)。また、W・コンツェは、イギリスの産業革命がアメリカの独立戦争と一八二五年の最初の資本主義恐慌との間に開始されたのに対し、ドイツでは一八五〇年以後に初めて開始されたと述べている (W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 112)。

(39) W. Fischer, Soziale Spannungen, 112.

(40) ドイツにおいて営業令と工場法とが絡み合いながら進展するのは、市民革命と産業革命とが絡み合うのに照応している。この点の鋭利な指摘としては、藤瀬浩司「十九世紀ドイツにおける労働力の農業離脱」、高橋幸八郎編『産業革命の研究』、四〇九ページ、同『近代ドイツ農業の形成』お茶の水書房、一九六七年、四三〇ページ、を参照せよ。